

## 個人所得税税率（2023 賦課年度以降）

課税所得 (RM)	計算 (RM)	税率 %	税額(RM)
0-5,000	0 から 5,000 までの部分	0	0
	0 から 5,000 までの合計		0
5,001-20,000	5,001 から 20,000 までの部分	1	150
	0 から 20,000 までの合計		150
20,001-35,000	20,001 から 35,000 までの部分	3	450
	0 から 35,000 までの合計		600
35,001-50,000	35,001 から 50,000 までの部分	6	900
	0 から 50,000 までの合計		1,500
50,001-70,000	50,001 から 70,000 までの部分	11	2,200
	0 から 70,000 までの合計		3,700
70,001-100,000	70,001 から 100,000 までの部分	19	5,700
	0 から 100,000 までの合計		9,400
100,001-250,000	100,001 から 250,000 までの部分	25	37,500
	0 から 250,000 までの合計		46,900
250,001-400,000	250,001 から 400,000 までの部分	25	37,500
	0 から 400,000 までの合計		84,400
400,001-600,000	400,001 から 600,000 までの部分	26	52,000
	0 から 600,000 までの合計		136,400
600,001-1,000,000	600,001 から 1,000,000 までの部分	28	112,000
	0 から 1,000,000 までの合計		248,400
1,000,001-2,000,000	1,000,001 から 2,000,000 までの部分	28	280,000
	0 から 2,000,000 までの合計		528,400
2,000,000 超	2,000,000 超の部分	30	.....

(出所) 2024 年度税制改正案及びマレーシア内国歳入庁の現行個人所得税率表より作成

<税額の計算方法>

例えば、課税所得が 6,000 リンギであれば、課税所得 5,000 リンギまでの税額は 0 リンギ、課税所得 5,001 から 6,000 リンギまでは 1%の税率が適用されるため、税額は $(6,000-5,000) \times 1\% = 10$  リンギ。  
また、課税所得が 60,000 リンギであれば、課税所得 50,000 リンギまでの税額の合計は 1,500 リンギ、課税所得 50,001 から 60,000 リンギまでは 11%の税率が適用されるため、税額は  $1,500 + (60,000-50,000) \times 11\% = 2,600$  リンギ。